

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も2.2%(軽減税率の場合は1.7%)に引き上げられました。平成26年の消費税率の引上げからの地方消費税の増収分(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

当市の令和2年度における社会保障施策関連経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 令和2年度交付額 1,149,852 千円

(歳出)

引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途

(単位:千円)

事業名	総事業費 A	Aのうち、 社会保障施策 に要する経費 B *1	Bの財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県) 支出金	市債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財源化分の 市町村交付金)*2	その他
福祉医療費給付事業	556,696	518,021	192,320	0	8,416	312,777	4,508
障がい者支援事業	1,774,766	1,734,970	1,303,918	0	0	424,927	6,125
児童福祉総務費	1,862,623	1,735,132	1,305,955	0	11,088	412,148	5,941
	4,194,085	3,988,123	2,802,193	0	19,504	1,149,852	16,574

*1…引き上げ分に係る地方消費税交付金については、全て「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費は除く)」に充てるとされているため、上記事業のうち扶助費のみを抽出した額を記載。

*2…地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。